

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

# 7月は「差別をなくす強調月間」です

## 豊かな人権文化の創造

1969（昭和44）年7月に旧同和对策事業特別措置法が制定されました。それを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、様々な取り組みが行われます。

宇陀市でもあらゆる差別をなくすための取り組みを行い、月間中は各地で人権学習会や地区別懇談会の開催、小中学生の人権ポスター展、人権啓発パネル展などを展開します。

強調月間にあたり、各集会などに積極的に参加し、お互いの人権を尊重し合い、誰もがいきいきと暮らせる差別のない明るい社会をめざしましょう。

### つながり・支え合い

私たちの周りには、さまざまな個性や違いを持った人々が暮らしています。この中で、地域の人や社会と広くかかわりながら、自分や他の人の大切さを知り、命や人権を守ることが、誰もが住みよい明るい社会をつくることにつながるのではないのでしょうか。



人と人、人と社会のつながり・支え合いがあたたかい人間関係を生み出し、それぞれの人権を尊重し合える、そんな社会が望まれます。

誰もが決して一人で生きているわけではなく、人とのかかわりを持って生きています。自分も誰かを支え、支えられていることを自覚し、できること、したいことを発信し、行動しましょう。

